# 姫路市立東中学校「いじめ防止」基本方針

#### <はじめに>

校訓「自学自律 知行合一 創造開拓」のもと伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた郷土や学校を愛し、また地域に生きる時代の担い手としての自覚と責任を持って自らが主体的に判断し行動できる「自らの未来を切り拓く、心豊かで自立した生徒の育成」に学校として取り組む。地域社会と連携協力しつつ、自ら学び自ら考える力の育成と学び方を学ばせる。「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視するとともに、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう教職員が生徒とともにいじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとと もに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するためにいじめ防止基本方針(いじめ防止全体計画)を定める。

なお、いじめ防止等全体に係る内容(いじめの未然防止、早期発見・早期対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等)については、PDCAサイクルにより年度内・年度毎に取り組みを検証し常に実効性を持つよう更新を図る。

### 1 いじめの防止等のための基本的な方向

- (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念
- いじめは全ての生徒に関係し、全ての学校で起こり得ることを十分に認識した上で、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としておこなわれなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決してゆるされる行為ではない。またいじめを受けた生徒の 心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめ を行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければな らない。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、 家庭、地域その他の関係者の連携の下、総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われ なければならない。

#### (2) いじめの理解

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間 関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行わ れるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをい う。

以下はいじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決してゆるされる行為ではない。

- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験することがある。
- ⑥暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、 身体に重大な危険が生じる場合がある。
- (7)いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を 与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談でき る者への転換を促すことが重要である。
- ⑨けんかやふざけあいであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかの 判断が必要である。
- ⑩いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- 2 いじめ防止等の対策のための指導体制・組織的対応
- (1) 日常の指導体制
  - ① 校内組織設置の目的

いじめ防止対策推進法(以下【法】)の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うために「いじめ対策委員会」による、いじめ防止等のための組織を設置する。

(別紙1 校内指導体制)

#### ②早期対応

いじめを早期に発見するために、在籍生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるいじめの兆候を発見したときは、法23条第1項に基づき早期に適切な措置をとる。

教職員がいじめの情報を得たときには、迅速に「いじめ対策委員会」に報告し、組織的に対応する。

## ③ 役割内容

- ア 学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正 の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、
  - ①正確な事実把握(いじめか否かの判断、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴 取)
  - ②指導体制及び方針の決定(生徒への指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携、教育委員会及び関係機関との連携)といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## ④学校評価

取組の実施状況を学校評価の項目に位置づけ

#### (2) 地域・保護者との連携

① 保護者への意識啓発(法第9条における保護者の責務等)

ア PTA 総会等において、いじめ防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

- イ 保護者向けの子育て講演会等を年1回実施する。
- ウ 情報発信及び基本方針の周知 (HP の活用)
- エ 地域の活動との連携による自尊感情の向上及びいじめの未然防止

#### (3) 関係機関等との連携

- ① 飾磨警察、姫路こども家庭センター、市教委、民生委員児童委員、姫路少年サポートセンター、 学校サポートスクラムチーム(姫路市)、学校支援チーム(播磨西教育事務所)との連携
- ② 中学校区保幼小中の連携の強化

#### (4) いじめ防止等のための具体的取組

- ① いじめの未然防止のための取組
  - ア 体験活動と要となる道徳の時間を両輪とした心に響く道徳教育の充実
  - イ 新たな課題にも対応した人権教育の充実 (情報モラル教育の推進、教職員の情報モラルに関する指導力の向上等)
  - ウ 社会性の育成(異学年交流、お互いに認め合う集団づくり授業、特別活動、行事等)
  - エ 生徒会が中心となり生徒の手によるいじめ防止活動

## (5) 日常的な職員間の連携・情報交換

- ① いじめの早期発見、積極的認知のための取組
  - ア いじめ相談・教育相談の充実
  - イ 各学期1回のアンケート(全校生徒、生徒が記入しやすい形態で)の実施
  - ウ 日常の子ども観察
  - エ いじめの早期発見のためのチェックリストの活用(別紙3 チェックリスト)
- ② いじめ防止等のための年間計画の作成

## (6) いじめの即時対応の取組

- ① 市教委への報告
- ② 組織を活用した状況調査
  - ア いじめられている子どもの保護
  - イ いじめをしている子どもへの指導
  - ウ いじめられている子どもの保護者への対応
  - エ いじめをしている子どもの保護者への対応
  - オ その他の児童生徒に対する対応

## (7) いじめ対応後の継続的な経過観察等による確認事項

- ① 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続している こと。
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により 確認されていること。

#### 3 重大事態への対応

## (1) 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等を想定
- イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む)

## (2) 重大事態発生時の対応(別紙2 緊急時の組織対応)

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告し、その事案にどのような調査を行うか、調査組織等について指導・助言を受ける。校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対策委員会で対応するとともに、関係機関や専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお事案によっては市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## ☆学校が調査主体となる場合

- ○「いじめ対策委員会」等の校内組織を母体とし、当該事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査を行う。
- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教委に報告する。
- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ☆学校の設置者が調査主体となる場合
- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## 【重大事態の対応フロー図】

いじめの疑いに関する情報 事実確認



教育委員会へ重大事態の発生を報告



教育委員会が調査内容、調査組織を判断

## 学校が調査主体の場合(別紙2参照)

学校に重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※事実としつかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護 者に説明をする。

## 調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取り組みの検証を行う。

## ≪参考資料 取り組みの年間計画≫

	生徒指導委員会		未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	事案発生時	○「学校いじめ基本方 針」の内容の確認	<ul><li>○SC について、生徒・ 保護者への周知</li><li>○学級開き、学年開き</li><li>○修学旅行</li></ul>	<ul><li>○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知</li><li>○身体測定</li></ul>	
5月	V	○校内研修			○家庭訪問・自宅確認 ○PTA 総会での「学校いじ め基本方針」の説明
6月	じめ対策委員会・職員会議		○情報モラル指導	<ul><li>○「いじめアンケート」の実施</li><li>○教育相談週間</li></ul>	○部活動懇談会
7月	職員会				○学校評議員会 ○保護者会
8月	議		<ul><li>○愛校作業</li><li>○カウンセリングマインド研修</li></ul>		
9月					
10月			○合唱コンクール ○地域行事参加		
11月				<ul><li>○「いじめアンケート」の実施</li><li>○教育相談週間</li></ul>	
12月		学校評価(いじめ対策	○地域清掃活動参加		○保護者会
1月					○保護者会(3年)
2月				<ul><li>○「いじめアンケート」の実施</li><li>○教育相談週間</li></ul>	
3月		「基本方針」の見直し (学校評価等に基づ き)	<ul><li>○卒業式</li><li>○入学前の小学校と</li><li>の情報交換</li></ul>		
通年			<ul><li>○集会における校長 講話</li><li>○道徳教育、体験活動 の充実</li><li>○分かる授業の充実</li></ul>	○SC による相談・た より発行	○あいさつ運動
			<ul><li>○部活動の充実</li><li>○ライフスキル教育</li><li>の充実(別紙4)</li></ul>		